

掛川市告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成23年7月4日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月4日

掛川市長 松 井 三 郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2526	中央小南線	下俣字権現134-18 下俣字権現134-5	平成23年7月4日
392	沖之須40号線	沖之須字太夫淵295-2 沖之須字太夫淵新田293	平成23年7月4日